

官民連携（PPP/PFI）事業の推進に向けた 首長意見交換会



本物力こそ桑名力

平成28年10月28日

テーマ①

本市のまちづくりにおける課題
と官民連携の取組

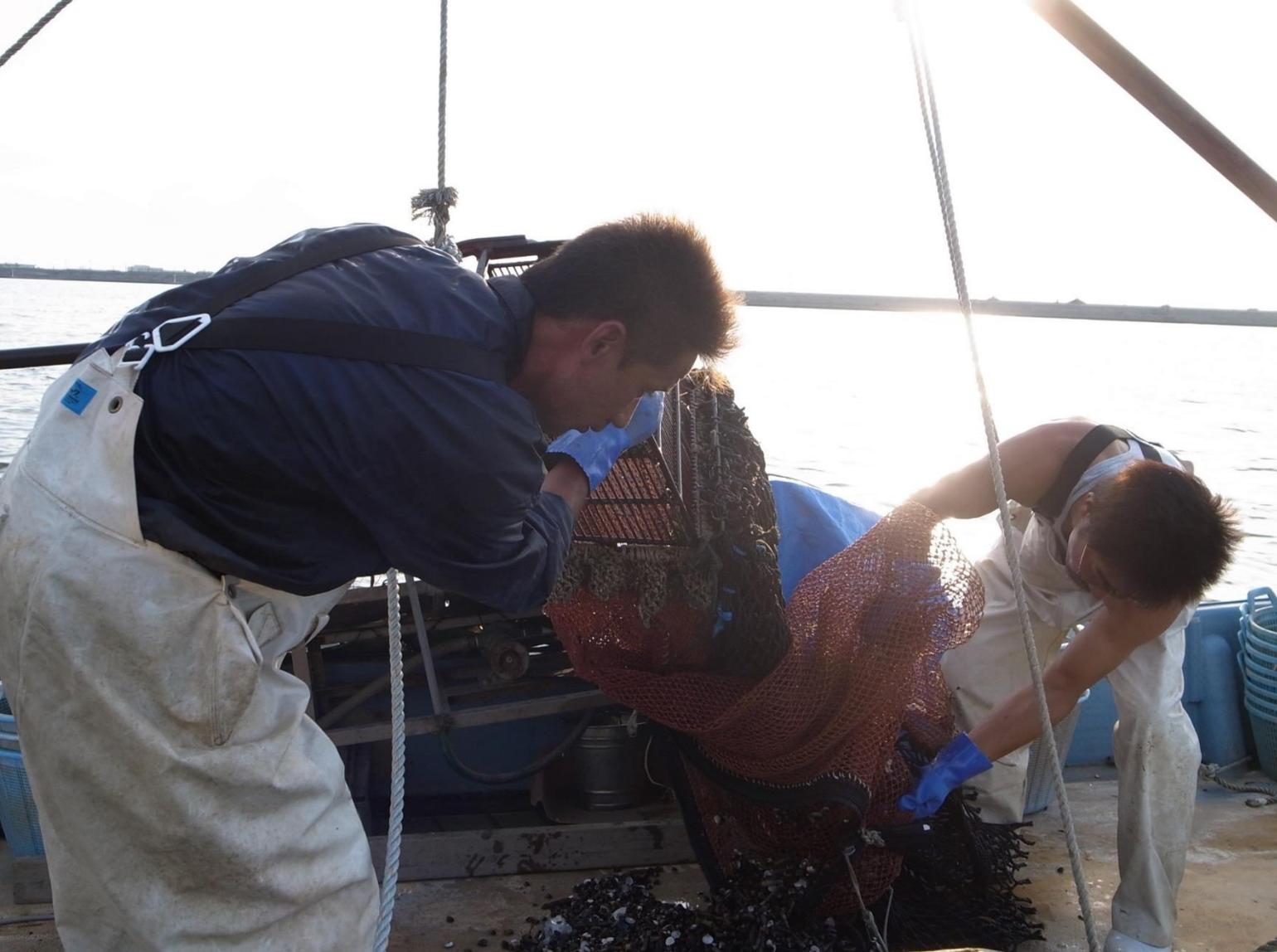


人口	143,158人
世帯数	57,621世帯
面積	136.68km ²

平成28年9月30日現在





















「高い利便性」

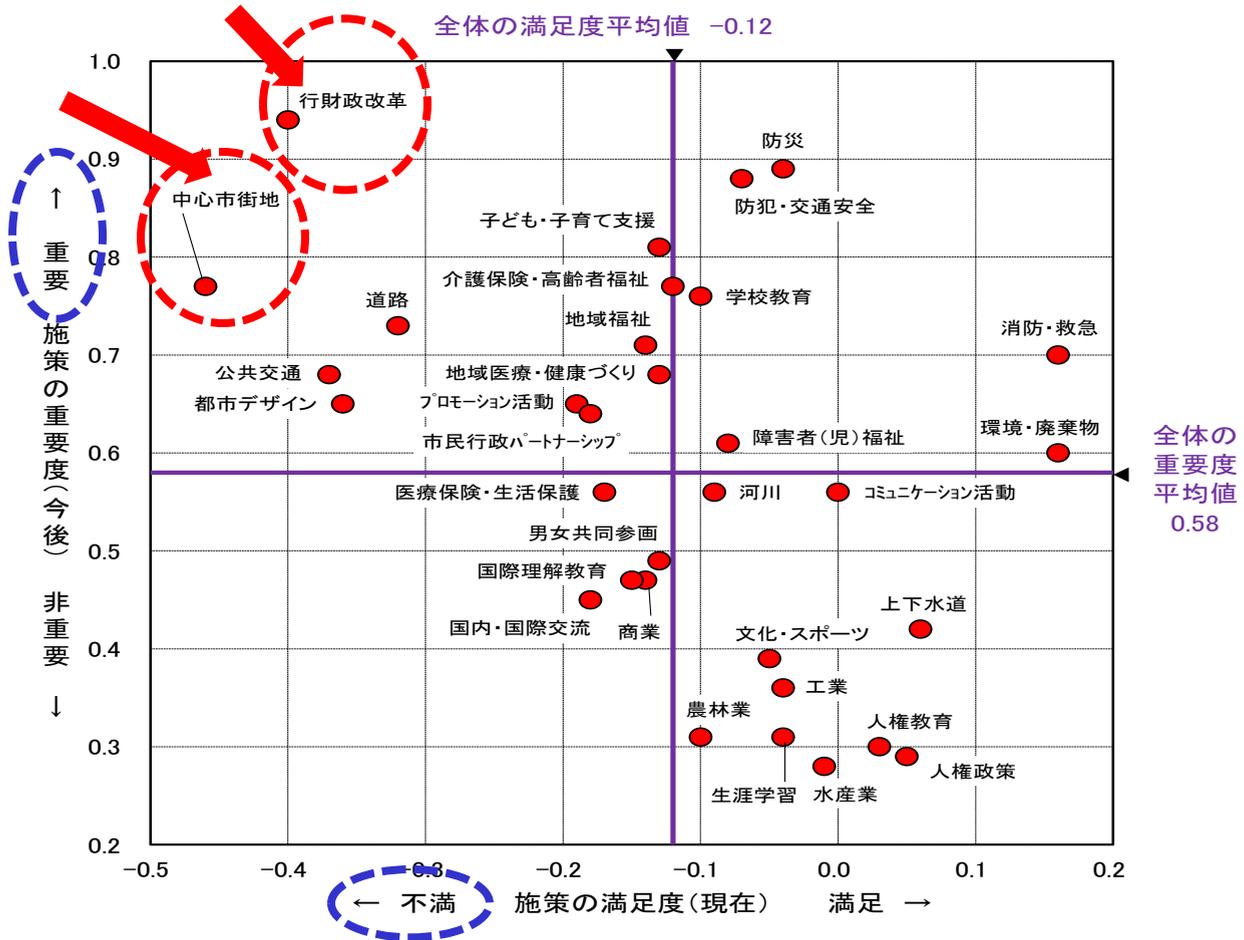
～2027年リニア中央新幹線開業～
(名古屋－東京間)



東京から約1時間！



まちづくりアンケート調査（平成27年度：回収率 36.7%）



平成11年検討開始～

平成16年10月1日開館

PFI手法で経営する当時日本初の図書館を開館

【事業費】

約116.4億円（消費税含まず）

【事業形態】

サービス購入型

【事業方式】

BOT方式

～施設を民間が設計・建設し、
所有権を持って維持管理・運営
業務を遂行後、市へ所有権を
移転。

※維持管理・運営 ⇒ 30年間



【施設概要】

敷地面積：約3,200㎡

延床面積約8,150㎡

図書館・保健センター・多目的ホール

桑名駅周辺の整備（中心市街地の活性化）

～桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略～

『「暮らしやすいまち」を創生する』重点的な取組み
（桑名駅周辺整備の促進）

桑名駅を中心に、駅西側、駅東側、新病院の整備（平成30年4月開院を目指す）を含めた桑名駅周辺の一体的な整備に取り組みます。

【完成イメージ図】



桑名駅を軸とした中心拠点の
ポテンシャル向上



エリア価値の向上

「桑名市スマート・エネルギー構想」推進の一環として、家庭や地域コミュニティにおいて、生活の快適さを失わない節電・省エネルギーなどによる効率的なエネルギー利用を実現する先進的都市型スマート住宅モデルタウンを民間企業と連携して創出。

事業者：大和ハウス工業株式会社（本社：大阪市）
開発面積：16,648.44㎡ 開発戸数：64戸



- 日本初！街の太陽光発電所（約100kW）の売電収益を戸建住宅のメンテナンス等に活用
- 三重県初！各戸の省エネ・創エネ・蓄エネと、まちの創エネによる、ネット・ゼロ・エネルギー・タウン
- モデルハウス→環境学習「環境出前授業」としても活用
- 桑名市へのデータ提供→今後のまちづくりの参考



エリア価値の向上



イメージ図



イメージ図

平成27年 「公民連携元年」に・・・

行政の経営資源である「ヒト」・「モノ」・「カネ」を基本にこれらの経営資源を民間の視点から見直し、民間の経営資源を積極的に活用した市民サービスの実現を目指す。



平成27年4月1日～

公民連携専門部署の創設！

市長公室 政策経営課

「行政改革・公民連携推進係」を創設

★公民連携広告事業提案制度

- 「広告付き番号案内表示システム」を設置
（平成28年3月～）
- 「広告付き案内地図板」を設置
（平成28年3月～）

★公民連携公共サービス提案制度

- 「電力調達方法」の見直し
（平成28年10月1日～）



★公民連携ネーミングライツ・パートナーシップ提案制度

- 桑名市民会館にご提案をいただいています。
（※現在審査中）



小さな『公民連携』に取り組んできて・・・
わかったこと！

【行政】

- ① 『行政が制度設計⇒民間が対応』ではなく、『行政＝民間』で幅広く柔軟な提案がほしい
- ② 提案制度の企画設計の限界

【民間】

- ① いつでも、自由に提案したい。
- ② 事業を企画する段階から携わりたい。

公民連携



対話の場の創出



10月11日(火)
予約スタート!

コラボ・ラボ桑名

政策経営課前に
窓口開設!



『対話』で提案を実現に・・・



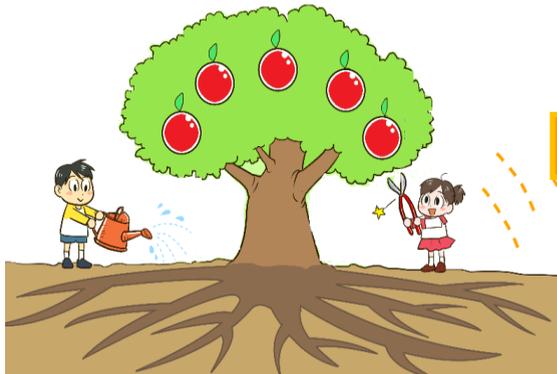
エリア価値の向上

社会の変化に対応するために・・・
まずは、民間の皆様とまちづくりを進める『対話』を
していきます。

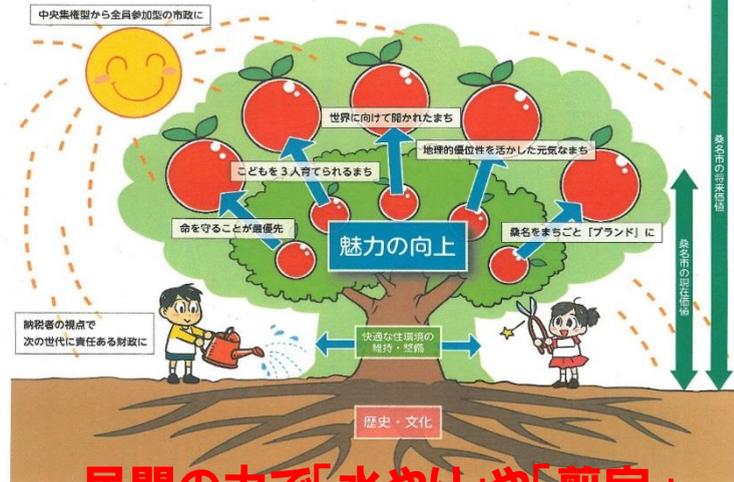
エリア価値の向上

これからの「公民連携」

今までの「公民連携」



行政が「水やり」や「剪定」



民間の力で「水やり」や「剪定」



テーマ②

官民連携を進めるにあたっての 課題

平成27年 「公民連携元年」に・・・

行政の経営資源である「ヒト」・「モノ」・「カネ」を基本にこれらの経営資源を民間の視点から見直し、民間の経営資源を積極的に活用した市民サービスの実現を目指す。

職員の意識改革・横断的な庁内体制

平成27年4月1日～

公民連携専門部署の創設！

市長公室 政策経営課

「行政改革・公民連携推進係」を創設

コラボ・ラボ桑名



『対話』で提案を実現に・・・

提案者へインセンティブを付与する方法



平成11年検討開始～

平成**16年10月1日**開館

PFI手法で経営する当時日本初の図書館を開館



これからは・・・

社会変化に対応し、地域事情に合った手法

PPP・PFIを柔軟に活用するためには・・・

PFI法だけでなく、PPP手法での『財政措置』

コラボ・ラボ桑名



『対話』で提案を実現に・・・



◆コラボ・ラボ桑名とは

市の社会課題・地域課題の解決を目指し、民間事業者等と行政の対話により連携を進め、お互いの知恵とノウハウを結集して新たな解決方法、新たな価値を創出する対話窓口です。

◆コラボ・ラボ桑名の役割

「民間事業者等と行政をつなぐパイプ役」として、民間事業者等の皆様と行政である桑名市の各部課との調整をし、公民連携による社会的・地域的課題の解決や、桑名市の活性化などを図ることを目指しています。

◆ご提案後の流れ

ご提案に関連した桑名市各部課等との調整を進め、ご提案者と所管部課、政策経営課とで、実現化に向けた対話・調整を進めさせていただきます。

対話・調整の結果、関係者において合意ができた場合は、契約の締結等必要な手続きを経たうえで、ご提案の実現化・実施に向け調整をいたします。

なお、ご提案内容によっては、契約にあたって、あらためて公募等の法令等に基づいた手続きを取る場合がございます。

◆申込み

- ・ 申込み可能日時：平成 28 年 10 月 11 日（火） 午前 8 時 30 分～
- ・ 申し込み先：桑名市役所 市長公室 政策経営課 行政改革・公民連携推進係
- ・ メールによる申込み（桑名市ホームページ『コラボ・ラボ桑名』内の申し込みフォーム）

※別紙 1 参照

- ・ 郵送による申込み（桑名市ホームページ『コラボ・ラボ桑名』内の所定の様式）

※別紙 2 参照

◆提案の留意点

I. ご提案できる方

ご提案できる方は、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間企業、NPO 法人等の法人又は任意団体等

II. ご提案できない方

- (1) 個人からのご提案
- (2) ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご提案内容が、次に該当する場合
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する方
 - ② 応募書類提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けている方
 - ③ 桑名市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している方
 - ④ 桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当する方
 - ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
 - ⑥ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条

の5第6項の規定に抵触する方

- ⑦公共性・公平性に問題がある等、その他、桑名市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

Ⅲ. 提案及び対話・調整にかかるコスト

提案の成立・不成立にかかわらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。

Ⅳ. その他

- (1) 提案内容や調整の結果により、個人からのご提案の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後、ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- (2) ご提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間がかかることもあります。
- (3) ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができないことがあります。
- (4) ご提案は、ご提案者からの本市への契約の申し込みとして扱うものではなく、対話の開始が提案についての契約の合意となるものでなく、本市がご提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- (5) 提案の成立・不成立にかかわらず、桑名市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (6) 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、あらためてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合がありますが、その際に、本市がご提案者から得た情報の全部または一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただくこともあります。

◆提案の公表

ご提案は、桑名市のホームページ（コラボ・ラボ桑名のページ）に、以下について原則公表をしますので、公表を望まない場合は、ご相談ください。

①ご提案時：提案タイトルの公表

②提案の実現後：ご提案者、具体的内容等

※ご提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。

※基本的にオープンな過程の中でコラボ・ラボ桑名を推進していきますが、提案者の提案情報保護等の観点から、提案者の独自アイデアやノウハウなど、不利益を被るような情報は一切公表しません。

※ご提案後の対話及び案件実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、本市に故意または重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。